

## 竹原市公告（共通事項）

### 一般競争入札（事後審査型）公告共通事項【物品・委託役務等】

#### 1 入札方法等

##### (1) 入札書

入札書は、本市指定の様式を使用し、入札金額等の必要事項の記載及び入札の権限を有している者の記名押印とすること。押印は実印によること。（使用印鑑として本市に届け出ている印鑑がある者については使用印鑑によることができる。）

入札書の様式は、竹原市ホームページからダウンロードできる。

※入札の権限を有しない者が入札する場合は、権限を有する者からの委任状を併せて提出するものとする。

【例】支店（営業所）の代表者の記名押印で入札書を提出する場合等。

##### (2) 入札金額

入札案件ごとの公告（以下「個別公告」という。）に特に記載が無い場合は、総額（見積もった契約金額の110分の100に相当する金額）を記載する。

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (3) 落札者の決定

競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前には行わず、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者（以下「落札候補者」という。）がある場合に、落札者の決定を保留した上、落札候補者に入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求め、その入札参加資格を有することを確認した場合に、落札者として決定する。

##### (4) 入札方法

ア 入札書は、定形封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表面に物品・委託役務等の名称、開札予定日時、入札書が在中している旨及び商号又は名称を記載すること。

イ 個別公告に持参とある場合は、個別公告に定める入札書受付期限までに、指定する場所に持参して提出するものとする。

ウ 個別公告に郵送とある場合は、書留郵便によるものとし、入札書を封入した外封に物品・委託役務等の名称を朱書きし、本入札を担当する課（以下「契約担当課」という。）宛に親展として送付するものとする。

エ 個別公告に郵送等とある場合は、ウによるほか、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものを含むものとする。

オ 入札書の提出後は、いったん提出された入札書の書換え、引き換え、撤回をすることはできない。

##### (5) 再度入札の回数

再度入札の回数は、3回までとする。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

##### (1) 共通の参加資格について

入札に参加する者は次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に該当する者

- イ この公告の日から開札日までのいずれの日においても、竹原市競争入札参加者除外の基準及び適用区分に関する規程（昭和59年竹原市告示第16号。以下「除外基準規程」という。）及び竹原市建設業者等指名除外要綱（平成29年竹原市告示第26号。以下「指名除外要綱」という。）に該当する者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- オ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- カ この公告の日から開札日までの間のいずれかの日において、関係法令の規定による営業停止処分を受けている者
- キ 施行令第167条の4第2項に該当する者で、市長が入札に参加させないこととした者
- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (キ) (ア)から(カ)までのいずれかに該当する事実があった後3年間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ク 開札日の前日において、入札参加を希望する法人及びその代表者（個人で事業を営む者にあつてはその者）に、竹原市税並びに消費税及び地方消費税又はそれらの延滞金のいずれかに滞納がある者
- ケ 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- コ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- サ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- シ ケからサまでのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ス 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者
- (2) 案件ごとの入札参加資格について  
入札案件ごとに設定した入札に参加する者に必要な資格（以下「個別資格要件」という。）を満たすことを必須とする。個別資格要件は、個別公告に示す。
- (3) 入札参加資格の審査について  
入札参加資格は、開札後、落札候補者について審査する。

### 3 入札手続き等

入札手続きを行う場所及び仕様書等の交付方法等は、個別公告に示す。

### 4 開札

#### (1) 開札の立会い

ア 開札に立ち会うことができる者は入札者又はその代理人のほか、申し出により市長が認めた者とする。

イ 開札に立ち会おうとする者は、入札の個別公告に記載された時刻までに開札会場に入場しなければならない。

ウ 開札に当たっては、入札事務に関係のない職員1名以上が立ち会うものとする。

#### (2) 開札

ア 開札の結果、落札候補者があるときは、落札者の決定を保留する。

イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札を実施するものとする。再度の入札は、開札の立ち会いの有無に関わらず参加できるものとし、有効な入札を行った参加者に、再度入札の方法及び日程等を通知する。

ウ 落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。くじ引きの方法は、個別公告に示す次のいずれかの方法による。

(ア) 開札日と同日に実施：開札に落札候補者が立ち会っていない場合（郵送による場合等を含む。）があるときは、これに代えて、当該開札に立ち会っている入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(イ) 開札日の翌日以降に実施：市長が別に定める日時にくじ引きを実施することとし、落札候補者がくじを引くこととする。

エ 期間入札の開札期日において、落札となるべき同価の入札をした者が代理人（入札書の提出を行った者を除く。）を出席させていたときは、入札執行者は、くじを引かせる前に委任状を提出させなければならない。ただし、既に提出された委任状に有効期間の記載があるときであって、当該有効期間が当該開札期日を含む場合は、この限りでない。

### 5 入札参加資格確認申請

(1) 市は、開札後、落札者の決定を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。

(2) 落札候補者となった者は、入札参加資格確認申請書及び次表のうち入札案件ごとに個別公告で定める資格要件確認資料を提出しなければならない。

	添付書類等	内容
一般的事項	ア印鑑証明書	発行日が申請日から3か月以内のもの（写し可）
	イ委任状	店舗が複数ある場合で、支店長、営業所長等に契約の権限を委任する場合に提出すること。
	ウ財務諸表	〔法人〕直前1年の事業年度の貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書（写し可） ※会社法上の会社でない法人は、その所管する法律により作成が義務付けられている決算書類を提出すること。 〔個人〕直前1年の事業年度の貸借対照表・損益計算書（写し可） ※申請までに直前年度の財務諸表が未作成の場合は、前年分を提出すること。
	エ登記事項証明書	〔法人〕法務局が発行する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの。写し可）
	オ営業許可証等の写し	取引等に必要の営業許可・認可・登録等を取得している場合、それを受けていることを証する書面の写し

		(有効期限のあるものは、その期限が記載されたものを提出すること。)
	カ 誓約書	商号等記入し、実印を押印すること。
	キ 竹原市の納税証明書	法人及びその代表者（個人で事業を営む者にあつてはその者）に係る竹原市に納付すべき市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）について滞納がないことを証した書面（納税証明書） ※市外事業者で、竹原市内に事業所等が全くないなどの理由によって、納税義務がない場合は、必要ありません。
	ク 消費税及び地方消費税(国税)の納税証明書	国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3 未納の税額がないこと用）による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）（その3の2又はその3の3でも可。写し可） ※課税されていない場合又は新規開業の場合も提出すること。 ※消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」を提出すること。
個別事項	ケ 納入等の実績を証明する書類	個別資格要件として示す物品・委託役務等の実績を示す書類（契約書の写し又は発注者の証明書等）
	コ 担当者の資格及び経験を示す書類	個別資格要件として示す担当者に求める資格等を示す書類（資格者証の写し及び実務経歴書）
	サ その他	市長が必要と認めるもの

(3) 資格要件確認資料は、次のいずれかの場合は提出を要さない。ただし、今回の入札において必要とする資格要件確認資料で未提出のものがある場合は、当該資格要件確認資料のみ提出すること。

ア 当該年度中に他の契約手続きにおいて、市へ資格要件確認資料を提出済みの場合

イ 竹原市建設工事入札参加資格を有する場合

(4) 入札参加資格確認申請書及び資格要件確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）に虚偽の記載をした者に対しては、除外基準規程又は指名除外要綱による指名除外措置を行うことがある。

(5) 提出期限までに入札参加資格確認申請書等を提出できない場合は、その者の行った入札を無効とする。

(6) 入札参加資格確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(7) 資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて入札参加資格確認申請書等の補正や追加資料の提出を求めることがある。

(8) 前各号の規定に関わらず、個別公告において特に定めた場合は、提出を予定する入札参加資格確認申請書等について入札期日までに市長の確認を受けるものとする。この場合における入札参加資格確認申請書等の確認は全入札参加者に求めるものとする。

## 6 入札参加資格の確認

個別公告において特別の定めがある場合を除き、開札日の前日を基準として落札候補者の入札参加資格の有無を確認する。ただし、落札候補者が、開札日以後、落札者の決定日までの間に指名除外規程による指名除外措置を受け、又はその他入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

## 7 落札者の決定

6により落札候補者が入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札候補者が入札参加資格を有していないと確認された場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した他の者のうち、入札価格の低い順に同様の確認を行い、落札者を決定するものとする。

## 8 入札結果等の公表

入札状況及び落札状況は、開札後速やかに契約担当課及びホームページで公表するとともに、落札候補者にファックスで、全ての入札参加者には電話で連絡をする。

## 9 その他

### (1) 入札保証金

免除（契約規則第7条第4号による）

### (2) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 契約規則第15条各号に該当する場合

イ 最低制限価格を設けた場合において、当該価格に満たない場合

### (3) 契約保証金

ア 落札者は、契約締結前に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券等（利付国債）の提供又は金融機関等が発行した保証証書の提出をもって契約保証金の納付に代えることができる。

イ 契約規則第33条第1項各号に該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

### (4) 契約書の作成の要否

要

### (5) 契約の締結

ア 落札者は、契約書を作成する場合においては、契約担当課から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から起算して5日以内（竹原市の休日を定める条例（平成元年竹原市条例第18号）第1条第1項に規定する休日（以下「竹原市の休日」という。）を除く。）に、これを契約担当課の職員に提出しなければならない。

イ 契約書の作成に要する費用は、全て落札者が負担する。ただし、契約書用紙は、竹原市が交付する。

ウ 契約書は契約担当課で手交する。

### (6) 入札の延期等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合等、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

### (7) その他

ア 提出された入札書及び入札参加資格確認申請書等（補正及び追加資料を含む。）については、書換え又は引換えをすることができない。

イ この入札に際しては、契約規則に従わなければならない。

ウ 期間中の受付等手続きの可能な日時は、個別公告によるものとする。個別公告に定めがないものについては、竹原市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。